

茨城県報

第 6 7 4 7 号

昭和54年 7 月 9 日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●太田県立自然公園の公園事業の一部決定(環境管理課)	1
●有害興業の指定(青少年婦人課)	2
●医師の指定(障害福祉課)	3
●土地改良区の設立(2件)(農地管理課)	4
●道路の区域変更, 供用開始(道路維持課)	4
●堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結(河川課)	5
●都市計画事業の認可(都市施設課)	6

(人 事 委 員 会)

●適用事業所の号別区分の一部改正	7
------------------------	---

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定	7
-----------------	---

公 告

●公聴会の開催(林政課)	7
●公共測量の実施(用地課)	8
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)	8

正 誤

●昭和54年 6 月 1 日付け茨城県報号外第 148 号中	10
--------------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1028号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定により, 太田県立自然公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお, 公園事業の位置を表示した図面は, 茨城県環境局環境管理課及び常陸太田市役所において供覧する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

事 業 の 種 類	事 業 地
宿 舎	常陸太田市増井町1797番地

茨城県告示第1029号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条第1項の規定により、
青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和54年 7 月 9 日

指定番号	種 類	題 名	製 作 者 名	配 給 者 名
142	映 画	欲情エーゲ夫人 YOUNG TYCOON	ニューセレクト	同 左
143	"	私は襲われたい	電 映	に つ か つ
144	"	制 服 脅 迫 犯 し	日 本 シ ネ マ	新 東 宝
145	"	ぶ ち こ め	プ ロ 鷹	大 蔵 映 画
146	"	肉欲シヨックポルノ	沢 プ ロ	大 蔵 映 画
147	"	につかつニュース ＜色情三姉妹ひざくずし＞	に つ か つ	同 左
148	"	色情三姉妹 ひざくずし	"	"
149	"	トルコ拷問 激 痛	青 年 群 像	ジ ョ イ パ ッ ク
150	"	少 女 を 襲 う	国 映	新 東 宝
151	"	指 あ そ び	獅 子 プ ロ	東 映
152	"	処 女 狩 り	富 士 映 画	同 左
153	"	淫 風 地 獄 責 め	北 見 組	大 蔵 映 画
154	"	襲 つ て	関 プ ロ	"
155	"	ポルノヘビータツチ	ニューセレクト	同 左
156	"	覗 き い び り	東 活	"
157	"	団地妻 濡 れ は じ め	小 川 組	大 蔵 映 画
158	"	狂 乱 少 女 日 記	獅 子 プ ロ	東 映
159	"	夫 婦 縄	"	"
160	"	指 痴 姦	東 活	同 左
161	"	人 妻 を 縛 る	渡 辺 護 組	新 東 宝
162	"	淫 ら 責 め	東 活	同 左
163	"	につかつニュース ＜宇能鴻一郎の女体育教師＞	に つ か つ	"
164	"	宇能鴻一郎の 女 体 育 教 師	"	"
165	"	ポルノ性くらべ	大 蔵 映 画	"
166	"	絶 頂 夫 人	ジ ョ イ パ ッ ク	"

167	"	につかつニュース ＜レイプショット百恵の唇＞	に つ か つ	"
168	"	レイプショット 百 恵 の 唇	"	"
169	"	につかつニュース ＜団地妻 狙われた寝室＞	"	"
170	"	団地妻 狙 わ れ た 寝 室	"	"
171	"	異常性欲犯まわす	"	"
172	"	新・痴漢地下鉄	新 東 宝	"
173	"	濡れすぎた牝猫	ジョイパック	"
174	"	暴性族襲う	"	"

茨城県告示第1030号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 医 師 の 指 定

種 目	診 療 科 目	氏 名	住 所	勤 務 先
視 覚 障 害	眼 科	武 井 洋 一	下館市大字二木成12-1	武 井 眼科医院
肢体不自由	内 科	田 村 譲	日立市白銀3丁目3番1号	日 鉦 日立病院
"	"	関 野 吉 朗	行方郡玉造町大字井上 1539の3	関 野 医 院
"	脳神経外科	作 田 善 雄	北茨城市大津町北見 4丁目5の15	北茨城市立病院
"	内 科	堀 口 わたる	那珂湊市釈迦町13番8号	堀 口 病 院
心臓・呼吸 器機能障害	"	塚 田 浩 一	水戸市備前町5-40	内 科 塚田病院
じん臓 機能障害	内 科	仲 沢 立 治	行方郡潮来町あやめ 2丁目27-11	仲 沢 医 院
"	外 科	久 野 宗 寛	下館市二木成32-12	三 戸 医 院
"	内 科	藤 井 俊 宥	常陸太田市金井町3670	藤 井 病 院
心臓・呼吸 器機能障害	"	堀 越 雄二郎	東茨城郡茨城町長岡 3317-22	堀 越 病 院
聴 覚 障 害	耳鼻咽喉科	鯉淵 多 恵子	北茨城市大津町北町 4丁目5の15	北茨城市立病院

肢体不自由	外 科	桑 山 繁	日立市鮎川 2 丁目 8 番地16号	秦 病 院
"	内 科	金 川 卓 郎	日立市田尻町904— 6	田尻ヶ丘 病 院
"	"	高 野 忠	古河市本町 1 — 3 — 41	高 野 内科医院

茨城県告示第1031号

西茨城郡友部町大字南小泉 771 番地矢作政雄ほか21名から認可申請のあつた南小泉土地改良区の設立については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

南小泉土地改良区定款の写し

南小泉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和54年 7 月10日から昭和54年 7 月30日まで

3 縦 覧 の 場 所 友部町役場

茨城県告示第1032号

東茨城郡内原町大字鯉淵5460番地生頭重助ほか19名から認可申請のあつた播田実土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 8 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

播田実土地改良区定款の写し

播田実地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和54年 7 月10日から昭和54年 7 月30日まで

3 縦 覧 の 場 所 内原町役場、茨城町役場

茨城県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和54年 7 月 9 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島並鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
行方郡北浦村大字両宿字大六 786番地から	旧	最大 6.00	1,614.00	
" " " 字宿 118—4番地まで		最小 3.00		
行方郡北浦村大字両宿字大六 786番地から	新	最大 14.00	1,480.00	
" " " 字宿 118番地まで		最小 7.00		

茨城県告示第1034号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和54年7月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道島並鉾田線
- 2 供用開始の区間
行方郡北浦村大字両宿字大六786番地から
" " " 字宿118番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和54年7月9日

茨城県告示第1035号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県石下土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河 川 の 名 称	河川管理施設の 名称又は種類	河 川 管 理 施 設 の 位 置
利 根 川 水 系 八 間 堀 川	右 岸 堤 防	水海道市淵頭町3096番の1地先から同市山田町1526番の9地先まで
利 根 川 水 系 八 間 堀 川	左 岸 堤 防	水海道市新井本町12番の1地先から同市同大字16番地先まで
利 根 川 水 系 八 間 堀 川	右 岸 堤 防	水海道市諏訪町3119番の1地先から同市橋本町3179番の1地先まで

2 管理を行なう者の氏名及び住所

氏 名 道路管理者 水海道市
住 所 水海道市諏訪町3222番地の3

3 管 理 の 内 容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)路肩, 道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)改築, 維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で, 当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 管 理 の 期 間

昭和54年7月9日から道路の存続する日まで

茨城県告示第1036号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので, 同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施 行 者 の 名 称 日 立 市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3—5—57 石名坂久慈線

3 事業施行期間 昭和54年7月9日から昭和58年3月31日まで

4 事 業 地

① 収用の部分

日立市久慈町2丁目, 3丁目及び字畑五反田地内

② 使用の部分 な し

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 3 号

労働基準法第 8 条に規定する適用事業所の号別区分 (昭和42年茨城県人事委員会告示第 4 号) の一部を次のように改正する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

別表知事の項事務所の名称の欄中「食肉衛生検査所」の次に「動物指導センター」を加える。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第27号

道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号) 第13条第 1 項の規定により緊急自動車の指定を行つたので公示する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1122	水戸88せ 69	ニッサン 53年	水 防 用	茨 城 県

公 告

●公聴会の開催

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正 7 年法律第32号) 第 8 条ノ 8 第 4 項において準用する同法第 1 条ノ 4 第 5 項の規定に基づき次のとおり公聴会を開催する。

昭和54年 7 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

日 時	場 所	案 件
昭和54年 7 月30日 午前10時から 八郷町行政区域管内	新治郡八郷町大字須釜 八郷町自然休養村センター	加波山鳥獣保護区の設定について 面 積 5,800ha 存続期間 昭和54年11月 1 日から 昭和64年10月31日まで
昭和54年 7 月30日 午後 2 時から 真壁町, 大和村, 岩 瀬町行政区域管内	真壁郡大和村羽田 大和村役場会議室	

昭和54年7月31日 午後1時から	久慈郡太子町大字高柴 茨城県奥久慈憩の森森林学 習展示館学習室	鍋足山鳥獣保護区の設定及び特別保 護地区の指定について 鳥獣保護区面積 1,900ha うち特別保護地区面積 25ha 存続期間 昭和54年11月1日から 昭和64年10月31日まで
昭和54年8月2日 午後1時から	笠間市笠間 笠間合同庁舎会議室	佐白山鳥獣保護区の区域拡大による 設定及び特別保護地区の指定につい て 鳥獣保護区区域拡大面積 396ha うち特別保護地区指定面積 28ha 存続期間 昭和54年11月1日から 昭和56年10月31日まで

●公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 日本住宅公団首都圏宅地開発本部
- 2 測 量 の 目 的 土地区画整理事業
- 3 測 量 の 種 類 多角方式による基準三角測量 3級水準測量
多角測量 平板測量
- 4 測 量 期 間 昭和54年7月1日から昭和55年6月30日まで
- 5 測 量 区 域 筑波郡谷和原村大字小絹, 同村大字筒戸

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年7月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字関戸字西新開1790番の17

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字下辺見1194番地

有限会社 総和プロパン

代表取締役 高 橋 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字北耕地1321番から1325番まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高円寺北2丁目6番1号

株式会社 キャンプロモーションセンター

代表取締役 藤 井 務

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字常名字大山3996番の1, 3996番の2, 3997番の1, 3997番の3, 3998番の1, 3996番の5及び3998番の5

2 事業主の住所及び氏名

土浦市真鍋5丁目5番7号

中桐商事有限会社

取締役社長 中 桐 澄 恵

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字谷田部字陣屋下2917番の1, 2918番の5, 2929番の1, 2929番の5, 2929番の6, 2930番の1, 2930番の2及び2930番の3

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田練塀町3番地

大東建設株式会社

取締役社長 井 口 寿

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市大字馬渡字下海道二906番の3の一部, 906番の4の一部, 907番の2の一部, 908番の1の一部, 908番のロ

“ ” 字東下宿北910番の2の一部, 911番の2の一部, 912番の2の一部, 913番, 914番の1の一部, 同番の2, 916番の2の一部, 同番の3の一部

“ ” 字東下宿南919番の2の一部, 同番の3の一部

" " 字虎ノ池3166番の4の一部, 同番の5の一部, 3172番の2の一部, 3173番の1の一部, 同番の2の一部, 同番の3の一部, 3177番の1, 同番の2

" " 字前砂3174番, 3175番の1の一部

" " 字狐塚3178番の1, 3178番の2の一部, 同番の3, 3196番の1の一部, 同番の3の一部

2 事業主の住所及び氏名

勝田市東石川1370

勝田市長 川 又 敏 雄

正 誤

昭和54年6月1日付け茨城県報号外第148号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から12	国際科学技術博覧会推進 室次長	国際科学技術博覧会推進 室次長(次長が2人以上置 かれている場合には, 室 長が指定する者とする。)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

・茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所